賃貸住宅融資のご利用に当たっての注意事項について

賃貸住宅融資のご利用に当たり、ご利用される融資種別において特にご注意いただきたい事項について、住宅金融支援機構職員が説明させていただきます。

つきましては、本書式を説明時にお手元にご準備いただき、以下の点をご確認ください。

なお、説明後は、本書式をご返済終了まで保管していただきますよう、お願いします。

確認事項	機構欄
【複数人での申込みの場合（全融資種別）】 (1) 本申込みは、複数の申込人で１つの借入れを行い、それぞれが全額の債務を負います。	□
【金利タイプについて（建設融資（災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）を除く。）及びリフォーム融資（長期耐用耐震改修））】 (2) 35 年固定金利又は 15 年固定金利の２つの金利タイプがあり、それぞれ融資金利が異なります。 (3) 申込後は、他の金利タイプへの変更等はできません。 （賃貸住宅融資利用に係る規定集 1 商品概要「融資金利」）	□
【15 年固定金利を選択している場合（建設融資（災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）を除く。）及びリフォーム融資（長期耐用耐震改修））】 (4) 15 年固定金利はご契約から 15 年経過時点で適用利率が見直されます。 したがって、市場金利の動向により適用利率が上昇し、それに伴い返済額が増加するリスクがあります。 (5) 15 年経過後の適用利率は、繰上返済制限制度を利用しない場合の利率によります。 （賃貸住宅融資利用に係る規定集 3 ご確認いただくこと(1)）	□
【繰上返済制限制度を選択している場合（建設融資（災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）を除く。）及びリフォーム融資（長期耐用耐震改修））】 (6) 繰上返済制限制度とは、金銭消費貸借抵当権設定契約証書の締結日から起算して 10 年間中に、本債務の全部又は一部を繰上返済する場合には、繰上返済違約金の支払が必要となる制度です。 (7) 繰上返済制限制度のご利用に応じて融資金利が異なります。 (8) 借入申込後においては、「繰上返済制限制度」を取りやめることができません。 （賃貸住宅融資利用に係る規定集 3 ご確認いただくこと(2)）	□
【自己使用の禁止（建設融資）】 (9) 本申込みに係る住宅の住戸について、自己使用として予め機構に届け出た住戸を除き、自ら又は親族で使用せず賃貸することが必要です。 ※災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）については、自ら又は親族が使用する場合、あらかじめ機構にご相談ください。	□
【一括借上契約にて賃貸経営を予定している場合】 (10) 一括借上契約においては、一括借上契約期間中や一括借上契約更新の際に、家賃の見直しや一括借上事業者が減額請求を行うことにより支払われる賃料が減額される可能性がありますが、これにより毎月の返済額が減額になることなど機構との返済に係る契約内容が変更になることはありませんのでご注意ください。 (11) 一括借上契約期間中でも、特別の事情のあるとき、契約が解約される可能性がありますが、これにより毎月の返済額が減額になることなど機構との返済に係る契約内容が変更になることはありませんのでご注意ください。	□
【賃貸経営のリスク（全融資種別）】 (12) 賃貸住宅の経営は、家賃管理形態に問わず、空室が増えたり、家賃が下落する可能性があります。家賃収入が賃貸管理費等の支出を下回る場合、自ら資金の手当てをする必要があります。 (13) 賃貸住宅を維持するために長期修繕計画を立てる等、建物や付属設備の老朽化に備え、将来改修するための資金を用意する必要があります。	□

【来店について（全融資種別）】 (14) 申込人及び担保提供者は、面談や契約等融資手続を進めるにあたり、機構が求める場合に取扱金融機関や機構等の窓口に来店していただく必要があります。	☐

（機構使用欄）----------

実施方法	☐ 上記の内容を機構職員が口頭で説明した。		
	☐ 上記の内容をまとめた説明動画の視聴を案内し、内容を理解したことを確認した。		
説明日(確認日)	年 月 日	説明者(確認者)	
申込人等氏名		説明方法(確認方法)	面前（来店）・面前（WEB）・電話
備考			

【記入方法】チェック済み：レ印、該当せず：－線、未実施：未印